

災害廃棄物対応に関する意見交換会の開催結果

1. 日時

令和 7 年 8 月 28 日（木）13:30～16:00

2. 開催場所

熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階 405 号室（熊本県熊本市西区春日 2 丁目 10-1）

3. 出席者等

出席者	令和 6 年度に被害を受けた災害	被害状況等の概要※
大崎町	日向灘地震	【発生日時】 令和 6 年 8 月 8 日 16 時 42 分 【震源地】 日向灘 【地震規模】 マグニチュード 7.1（最大深度 6 弱） 【住家被害】 全壊 1 棟、半壊 2 棟、一部破損 77 棟
豊後高田市	台風 10 号	【発生日時】 令和 6 年 8 月 27 日から 9 月 1 日にかけて 【降水量】 総雨量 900 ミリ超 宮崎市では、竜巻による被害も発生 【住家被害】 全壊 2 棟、半壊 25 棟、一部破損 1,038 棟 床上浸水 120 棟、床下浸水 237 棟 (九州管内の住家被害棟数を抜粋)
杵築市	台風 10 号	
宮崎市	台風 10 号	
喜界町	台風 10 号	
国頭村	令和 6 年 11 月 9 日からの大雨	【発生日時】 令和 6 年 11 月 8 日から 11 月 10 日にかけて 【降水量】 48 時間降水量 600 ミリ超 【住家被害】 床上浸水 26 棟、床下浸水 13 棟
大分県		
宮崎県		
環境省九州地方環境事務所および事務局（一般財団法人日本環境衛生センター）		

※出典：内閣府ホームページ（防災情報のページ）

- ・日向灘地震：日向灘を震源とする地震に係る被害状況等について（令和 6 年 8 月 15 日）
- ・台風 10 号：令和 6 年台風第 10 号による被害状況等について（令和 6 年 9 月 4 日）
- ・令和 6 年 11 月 9 日からの大雨：令和 6 年 11 月 9 日からの大雨による被害状況等について（令和 6 年 11 月 11 日）

4. 意見交換のテーマ

- （1）令和 6 年度被災時の仮置場の開設、連絡・情報伝達について
- （2）災害時の廃棄物対応に向けた「事前の備え」について
- （3）南海トラフ地震対策について
- （4）九州ブロックで策定している「大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画」について

5. 意見交換概要

テーマ（１）令和６年度被災時の仮置場の開設、連絡・情報伝達について

仮置場を開設する・しないの判断		備考
仮置場の開設なし	初動対応の時点では仮置場を設置する方向であったが、２日ほど経つと被害の状況がだんだんと分かってきて、実際には家屋の解体が１件であった。その解体家屋の隣地に空き地があり、そこに一旦集積させていただくことができたため、結果的に市町村としての仮置場は開設しなかった。	災害廃棄物量 40 t
	被害の状況（床上浸水、床下浸水）は把握していたものの、実際に災害ごみがどれくらい出るかという判断はしづらかった。その後の土日に地域のボランティアが片付け作業に入り、近くの空き地にごみが集積してしまったので、本市町村が地元と協議して、その場所を集積場という形にした。その結果、市町村としての仮置場は設けなかった。	災害廃棄物量 約 94 t
	発災の翌日に被害の状況が概ね見えてきた。床上浸水が６件程度で地区も限定されていたため、本市町村としては直接、被災家屋から災害ごみを回収する方針とし、仮置場を開設しない判断となった。	災害廃棄物量 約 13 t
	今回の災害は竜巻で、竜巻の進路上だけが被害を受けていて、初動の判断では、このような局地的な被害であれば自宅前に災害ごみを出してもらって本市町村が直接回収した方が被災者にとっても対応や負担が少ないだろうと判断し、自宅前に出させていただくという選択肢を取った。実際は想定を上回る規模のごみが出たので、後から振り返ると仮置場を設置しておくべきだったと分析しており、初動段階の被害状況の把握が非常に重要であることを再認識した。	災害廃棄物量 588 t
仮置場を開設	本市町村の場合、災害といったら台風がほとんどであり、ひとつの目安として暴風域に入ると予測される場合は避難所を開設し、状況によっては暴風域に入らなくてもパトロールを行う。その結果、家屋の被害の有無を見ながら仮置場を開設するかしないかの判断を行っている。それほど被害が大きくなければクリーンセンターで随時受け付けを行うが、ある程度被害が大きい場合は仮置場を開設するようにしている。	災害廃棄物量 597 t
	本市町村の場合、被災当日に仮置場を開設した。当日は真夜中から明け方にかけて災害が発生し、10時～11時頃に現地を視察したところ、住民は家屋に流入した泥を掻き出したり、家財道具を外に出そうとしている状況であったので、すぐに仮置場を開設すべきであろうと判断し、昼頃には設置した。	災害廃棄物量 約 194 t
仮置場を開設しなかった際の災害廃棄物の処理対応について		
本市町村では、ごみ焼却施設を有していないことから、災害で発生したごみについても通常のごみ出しルールに則って住民の皆さんに分別をしっかりとっていただき、資源ごみとして当月また翌月と資源ごみ回収日に合わせて出させていただいた。その際、排出量が多いことを想定してコンテナかごを通常より多めに置いて対応した。		

<p>災害ごみの量が少ないところは本市町村のクリーンセンターへ持ち込み処理を行った。混合状態で大量に出ているところは混合ごみの処理ができる民間業者に依頼して処理を行った。</p>
<p>仮置場を設置せず、自宅前に災害ごみを出してもらって土日で特別収集するという戦略を立てた。その際、自宅前に可燃、不燃、可燃粗大、不燃粗大の4つに分けて出してくださいと案内を行い、パッカー車、平ボディ車に積み込んでごみ処理施設に直接持ち込みを行った。量的には問題なく処理できる量だったが、規格外（投入口に入らないような大型）で、処理施設では直接受け入れできないという事態が起き、これについては急遽、別の場所に一時保管場所を設け、そこから別途、民間業者に処理を依頼するという対応を取った。</p>
<p>関係機関との連絡や情報伝達について</p>
<p>混乱の中で、国や県への報告が速やかにできなかった。</p>
<p>情報の整理が課題と感じた。情報を1か所にまとめることが必要と感じた。</p>

テーマ（２）災害時の廃棄物対応に向けた「事前の備え」について

（２）－①：令和6年度の災害前に準備していた「事前の備え」で“機能した”と思われること

事項	内容
<p>災害廃棄物処理計画の策定、初動対応マニュアルの作成</p>	<p>仮置場の検討など、初動での対応や関係課・対策本部への連絡時に有効であった。</p>
	<p>災害廃棄物仮置場の設置までスムーズに行えた。</p>
<p>災害時の組織体制と役割分担の設定</p>	<p>災害対策本部で役割分担が示されていたため、関係部局との協力体制がとれた。災害対策本部との密な連絡体制により災害状況の把握ができた。</p>
	<p>災害廃棄物処理対応にあたっては、本市町村の場合、6つの班に分かれていて、班ごとの役割や発災直後からどういった対応が必要かを対応フロー図に落とし込んだ資料を作成し、環境部全職員を対象に6月に説明会を開催し理解してもらおうということをしていた。8月に起きた災害では完璧に対応できたとははいかないが、ある程度は各班・職員の役割の下、動けたのではないかと考えている。</p>
<p>仮置場に関する備え</p>	<p>事前に仮置場を確保しておいたことで突発的な災害においても混乱を生じさせることなく対応できた。</p>
	<p>廃棄物の種類ごとの案内看板等の設置及び誘導する係員を配置したことで大きな事故等もなく対応できた。</p>
	<p>仮置場候補地のリスト化は、市町村の仮置場候補地選定に対し、県として助言を行う際に役立ったと思われる。</p>
<p>災害支援協定の締結</p>	<p>竜巻被害が大きかった地区の特別収集等を迅速に実施するに当たり、一般廃棄物収集運搬委託業者（5社）と、今回は災害協定に基づき産業資源循環協会にも追加で依頼し、スムーズな連携により自宅前に排出された災害廃棄物を予定した期日までに撤去することができた。</p>
	<p>市町村と産業資源循環協会（産資協）間で協定を締結したことにより、市町村が処理の依頼を相談する窓口として産資協を認識したことで、初動対応を早くできるのではないかと考えている。</p>

関係機関連絡先のリスト化	関係機関連絡先リストについては、毎年度当初に異動等による変更を更新している。また、すぐにメールが送れるようにメール本文と連絡先（市町村グループ、関係団体グループ）をメールの保存ボックスにストックしているので、何か災害が発生して情報収集したい場合は微修正をしたうえで送信ボタンを押せばメール送信できる準備をしている。そういう意味ではリスト化という事前の備えは機能したと思われる。
その他の意見	県の主催で災害廃棄物処理会議及びエリア会議が毎年開催されている。その年は7月31日に開催され、環境省九州地方環境事務所からも仮置場の在り方などリアルな体験をお話いただき危機意識というのが高まったところに、その1週間後に災害が発生した。やはり、被災地におけるリアルな体験談を内容とした研修は、我々にとってすごく危機管理能力を高めると感じた。

(2) -②：令和6年度の災害前に「事前の備え」として準備していたが、実際の災害廃棄物対応時には“**不十分だった、改善が必要**”と思われること

事項	内容
仮置場に関する備え	災害廃棄物処理計画の中で仮置場候補地をリスト化していたが、その用地の所管課が異なっていたため、災害廃棄物処理を担当する課で仮置場として利用するといった内部調整ができなかった。用地利用に際しては所管課間で優先使用の決定リストを別途作成しておく必要があると感じた。
	(上記意見に対して) 本市町村では仮置場候補地の各所管課に対し、お互いの協議書を残しており、災害発生の際は速やかに協議に応じてもらえる環境を整えている。もちろん環境部所管の土地で仮置場としての活用を独自に判断できる場所も有しているが、できるだけ被災地に近い場所に設置したい場合は他部署との調整を行う。
	仮置場候補地の選定とリスト化は行っていたが、実際は関係部署との話し合いができていないところが多く、具体的な場内レイアウトまでは作成していなかったため、この点は今後の課題である。今年度はその1か所について場内レイアウトを含めて関係部署と協議を進めている。
	一時、仮置場の設置を検討したが、計画・マニュアルの中では一切、場内レイアウトや人員配置等の設定がなされていなかった。また、別用途での活用の可能性も考えられ、いざ仮置場を開設することになった時にはおそらく活用できなかつたろうと思われる。
	仮置場内を安全かつ円滑に通行（一方通行）できるよう動線を再検討する。
	持込場所、分別等が不十分な点もあったため、誘導員や場内整理員等の必要人員確保（増員）について検討が必要。
初動対応時の業務リスト（初動対応マニュアル）の作成	災害規模の把握やどの程度から市町村が災害ごみの回収を行うかの前例がなかったため、初動対応が遅れた。
被害状況の確認と	4名で被災地の現地確認に向いたが、発災直後は被災場所の具体的な特定

災害廃棄物発生量の推計	がされていないため、被害規模を正確に捉えることが難しかった。(当初、局地的被害と捉えたが、時間の経過により被害エリアが拡大していった。)
災害廃棄物の処理	一時保管場所(ごみ処理施設跡地)に積み下ろした災害廃棄物(ごみ処理施設処理困難物等)について処理の着手が遅くなり、すべての撤去が完了したのが3月になってしまった。今後は速やかな処理ができるよう、準備を整えておく必要がある。
災害支援協定の締結	協定に基づき民間事業者に連絡を取ったが、支援内容、範囲等が曖昧だったため、エビデンスとして活かすことができなかった。
教育、訓練の実施	令和6年度の被災後、3月頃に県主催の災害廃棄物関係の研修があった。実際の被災自治体の話を聞くことは大事で、仮置場の設置は何をしたらいいのか分からない、災害の種類によってはおそらく仮置場の内容も変わってくると思われるので、そういった訓練は定期的実施していくことが重要。

(2) -③: 令和6年度の災害前に「事前の備え」として準備しておらず、実際の災害廃棄物対応を経験してみて“**こういった備えは必要**”と思われること

事項	内容
災害廃棄物処理の予算化、補助金に関すること	議会に対する予算の手続きにおいて、その説明責任を求められる。補助金に限らず単独事業として予算計上もするので、議会に分かりやすく説明できるような根拠資料といったものを事前に準備していればよかったと感じた。
	災害報告書・補助金を見据えた準備。災害査定の際に金額の妥当性、委託状況を必ず聞かれるので、市町村に対しては金額設定の根拠、仮置場委託の場合の開設～運営～閉鎖・現状復帰までを市町村が確認し記録に残すことについて、もう少し周知徹底が必要だった。実際に実務を経験してみて、マニュアル・手引き等に記載されていない必要事項(対応事項)を整理しておくことが重要と感じた。
	災害等廃棄物処理事業や廃棄物処理施設災害復旧事業を活用するにあたっての情報(データ)や根拠資料の収集又は作成に関する確認。(災害等報告書の作成や査定時の説明に苦労したため)
災害廃棄物の処理、処分先との調整	埋立処分場を管理する一部事務組合との調整。組合の一般廃棄物最終処分場でそもそも受入対象になっていない品目が発生したため、民間事業者に委託することになりコストがかかってしまった。
	家電4品目の廃棄物が大量に持ち込まれたが、中には災害以外と思われる家電も多数見られた。そのため、家電4品目については受入対象とせず、購入店に引き取ってもらうなどの措置を検討する。
	自宅前に排出されたがれき等をパッカー車や平ボディ車に積み込み、直接ごみ処理施設へ搬入したが、規格外品(投入口の大きさを超えるごみ)や処理困難物が発生したため、一時保管場所での管理が必要となった。 一時保管場所についてはあらかじめ1か所開設していたが、住民の持ち込みを想定した場所(仮置場)ではなかったため、初動の判断において、住民持ち込み用の仮置場も含めて設置を判断できれば、より良かったと思う。

住民広報・周知	これまで災害ごみが出るような災害がなく、災害時のごみの出し方や仮置場などを事前に周知していなかったため、各自が近くの空き地や道路わきに混合ごみの状態に出され、分別などに時間と費用がかかった。
	円滑なごみ処理を行う必要から、持込者に対し事前対策（分別の他、廃材木等のくぎ抜き、切断、廃プラ・ビニール類の結束等）の周知が必要。事前周知が徹底されていなかったため、別途作業員を充てて対応したことから時間と労力（経費）を要することになった。

テーマ（３）南海トラフ地震対策について

令和6年8月8日に発表された南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表期間中、廃棄物担当課として特別に対応したこと
南海トラフ地震クラスの震災を想定して、道路状況や住民の利便性の面から市町村内の公共用地を仮置場とすることの内部決定を行った。
災害廃棄物処理計画の確認を行った。
仮置場の選定状況を再確認した。

テーマ（４）九州ブロックで策定している「大規模災害発生時における九州ブロック災害廃棄物対策行動計画」について

円滑な情報伝達を行っていくためのポイント
これまでに災害廃棄物対応をした市町村に、疑問点や問題点を聞けるような体制を整備する。近年、災害廃棄物対応を行った市町村の公表など。今回の災害で一番参考になったのは、近隣の市町村で災害廃棄物補助金を取得した事例や災害廃棄物の処理をどのように行ったか、どういうところに気を付けなければならないか等の事例を聞いたことである。逆に災害廃棄物処理を初めて経験する市町村は全く分からない状況であるので経験を有する自治体から直接話を聞ける体制があればよい。
本市町村は、これまでに災害廃棄物対応を経験した市町村から議会対応の時期や要綱の提供等をいただいた。基礎自治体同士のサポートについて九州地方環境事務所や県に仲介を行っていただければ大変助かる。
本市町村は職員数も少なく、電話対応や現場対応、住民対応などがかなり大変だった。自治体同士によるサポートや情報の収集、調整など協力できる体制（仕組み）があれば助かる。
情報伝達事項や様式について
項目が多いため、災害時は入力よりプルダウンリストからの選択やWeb回答方式が助かる。
大きな災害を経験された自治体の体験談として、支援に入っていた職員の方の管理で混乱するという話を聞いた。被災市町村の立場からはそれぞれの支援スキームや支援に入っていた際の手続き（費用負担、宿泊場所確保、車への給油・駐車場確保など）を事前に情報整理されているとありがたい。
行動計画に位置付けられている「幹事支援県」同士の情報交換を行った。災害で道路が寸断されたりすると、距離的には近いけれど行けないという問題が出てくるので、そういった交通インフラの被害状況も幹事支援県が把握できるようにする必要があると思われる。

各様式について、右上に連絡回数を記入する欄が設けられているが、これは後で見返した時にいつの時点の情報か分かるように、回数だけでなく日時を記入するようにするとよい。



意見交換会の様子